

議案第 29 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成17年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算(第2回)を定めることについては、市議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成18年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成18年5月17日提出

生駒市長 山下 真

専第 1 号

専 決 処 分 書

平成 17 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 2 回）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 18 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

平成 17 年度生駒市老人保健特別会計補正予算（第 2 回）

平成 17 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 247,647 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,650,719 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		4,293,577	206,786	4,500,363
	1 支払基金交付金	4,293,577	206,786	4,500,363
2 国庫支出金		2,003,928	40,861	2,044,789
	1 国庫負担金	2,003,032	40,861	2,043,893
歳 入 合 計		7,403,072	247,647	7,650,719

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医療諸費		7,204,406	247,647	7,452,053
	1 医療諸費	7,204,406	247,647	7,452,053
歳 出 合 計		7,403,072	247,647	7,650,719

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(款) 1 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 医療費交付金	4,257,778	206,786	4,464,564	1 医療費交付金	206,786	
計	4,293,577	206,786	4,500,363			

[単位 千円]

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 医療費負担金	2,003,032	40,861	2,043,893	1 医療費負担金	40,861	
計	2,003,032	40,861	2,043,893			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 医療諸費

(項) 1 医療諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金	額	明
				特 定 財 源	財 源 の 他						
					国庫支出金	地方					
1 医療給付費	7,169,185	247,647	7,416,832	40,861 (国負)	206,786 (基)	206,786	20 扶助費	247,647	247,647	医療給付費	
計	7,204,406	247,647	7,452,053	40,861	206,786	206,786					

[単位 千円]